

平成二十年五月二十六日提出
質問第四二六号

薬害肝炎問題に関する質問主意書

提出者
山井和則

薬害肝炎問題に関する質問主意書

一 薬害C型肝炎の真相究明と再発防止を目指す薬害肝炎問題検証委員会の初会合が五月二十三日厚生労働省で開かれたが、どのように、いつまでに真相究明を行うのか。もし行わないとすれば、いつ、どこで真相究明を行うのか。

二 五月十六日の衆議院厚生労働委員会、舛添厚生労働大臣は「謝罪すべきは謝罪し、反省すべきは反省して、そして薬の開発をする。それは人の命を救うために一生懸命やっておられる面があるわけですから、そういう大きな使命を果たす意味でもそれをきちんと実行していただければと思いますので、誠意を持って原告そして原告弁護団の方と協議をしてくださって、一日も早くいい形で和解をしていただけるように私も希望いたしております」と答弁した。しかし、その後も製薬企業が謝罪をしないため、原告との和解が難航しているが、舛添大臣は、製薬企業の四一八リストの放置、一九八七年からの薬害肝炎の放置に対して、謝罪をして和解をすべきと製薬企業に勧告したのか否か。また、していないならば、今後すべきであると考えるがいかかか。

三 今年四月から、肝炎のインターフェロン治療に対する治療費助成が始まった。今現在、インターフェロ

ン治療に対する治療費助成を行っているのは何自治体か。全国で何人が受けているのか。わからなければ、それはいつ判明するのか。

四 インターフェロン治療に対する治療費助成を受けてもなお、治療費の患者負担は高すぎるので、安くすべきであると考えるがいかか。

五 一年間の治療費助成では短すぎるとの患者からの声もあり、もう少し長くすべきであると考えるがいかか。

六 インターフェロン治療に対する治療費助成は、現状のままでは今年度予算を消化できない可能性もあるが、厚生労働省はその可能性はないと考えるのか。

右質問する。